

平成29年度長野県社会福祉事業団事業計画書（案）の概要

長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、県、市町村、関係団体、そして地域住民やN P O法人等との協働やネットワークの形成を図りながら時代の要請に的確に対応した取り組みを積極的に進めることとし、本年度は、新たに策定した平成29年度から平成33年度を構想期間とする長野県社会福祉事業団第3次長期構想（以下「第3次長期構想」という。）に基づき事業を推進し、事業団理念の『誰もが笑顔で輝く社会を創造します』～夢・情熱・連携が織りなす豊かな暮らし～の具現化を目指します。

第3次長期構想の策定にあたっては、第2次長期構想の取り組みを検証し、抽出された課題に対する取り組みとともに、制度改正等の外部環境の変化にも的確に応える構想内容となるように努めました。具体的な経営方針や施策については、下表に示すとおりです。本年度につきましては、第3次長期構想に基づき ①提供するサービスの質の向上を図る ②ライフステージに応じた一貫性のある支援体制の整備の充実を図る ③地域貢献活動への積極的な取り組み ④人材確保及び定着への積極的な取り組み ⑤合理的且つ透明性のある経営の推進を図る。以上5項目を法人の重点施策として取り組みます。

また、平成28年3月に成立しました「改正社会福祉法」により社会福祉法人に対してのガバナンスの強化及び事業運営の透明性が強く求められることとなりました。同法による具体的な施策は前年度中に一部が施行されています。本年度は、一般財団法人や公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織となることが求められ、役員（理事と監事）及び評議員の役割の明確化や監査体制の強化を図る等の新たな法人経営が開始されます。

一方、各事業所においては、本年度の新たな取り組みとして地域で暮らす障がい者への就業支援を目的とする事業所の開設と就労支援事業所の移転新築を予定します。

新長野県社会福祉事業団第3次長期構想

経営方針	具体的施策
1 事業団は、利用者及び地域住民から信頼され選ばれる法人を目指します。	(1) 提供するサービスの質の向上 (2) 障がいのある人もない人も充実した暮らしができる地域の仕組みづくりの創造
2 事業団は、働き甲斐のある職場作りに努めます。	(1) 人事・労務管理の充実 (2) ガバナンス強化
3 事業団は、自立的経営基盤の確立を目指します。	(1) 前向きで安定的な経営の推進 (2) 業務の安定化と効率性の向上

平成29年度長野県社会福祉事業団重点施策

		方針	内容
法 人 全 体 重 点 事 業	1 提供するサービスの質の向上を図る		<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児者の支援に関する職員の専門性を高めるための研修参加の促進 ・職員の支援技術の向上のための他機関との交換研修や強度行動障害者の多い事業所へ外部講師を継続的に招いての指導・助言
	2 ライフステージに応じた一貫性のある支援体制の整備の充実を図る		<ul style="list-style-type: none"> ・信濃学園の18歳を超えた利用者の移行先確保の積極的な取り組み ・利用者の高齢化に対応するため介護保険サービス提供の導入についての検討
	3 地域貢献活動への積極的な取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動のさらなる充実を図るための事業団委員会における地域貢献委員会の設置
	4 人材確保及び定着への積極的な取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用予定者の不足への対応策として採用対象者拡大（高校生対象）及び採用時期の早期化 ・内部監査室の設置による魅力ある職場づくりへの助言・提言
	5 合理的且つ透明性のある経営の推進を図る		<ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員の経営意識の強化 ・内部監査室及び会計監査人による適正経営への指導・助言

1 経営・組織体制の確立

(1) 事業団事業所の事業及び職員体制

平成29年4月1日見込み 単位：人

プロ ック	事業所名	委託	事業名	利用者数					職員数 *1,2,3				
				定員	現員	施設入所	GH	在宅等	支援員		その他		配置合計
									配置	うち兼務	配置	うち兼務	
	法人本部									10			10
長野	水内荘		施設入所支援	40	39								
			生活介護	60	58	37	20	1			6	2	31
			短期入所(併設型)	6									
			特定・一般相談										
	みのちGHセンター		共同生活援助	71	67					37	1	1	38
	歩楽里	市委託	地域生活支援(相談等)										
			地域生活支援(移動支援等)	—									
			基準該当事業										
			放課後等デイサービス	10	38			38			3	2	20
			特定・一般・障害児相談	—									
	八雲日和		就労継続支援B型	25	20	1	12	7			3	2	19
			生活介護	25	26	2	15	9					
	小春日和		就労移行支援	6	3			3			2	2	10
			就労継続支援B型	14	14		3	11					
	長野市地域活動支援センターこぶし	市指定管理	地域活動支援センター	15	18	2	9	7	3		2	2	5
松本	信濃学園	県指定管理	施設入所支援(児童)	30	25								
		〃	施設入所支援(成人)		4								
		〃	生活介護		4	4					6		41
		〃	短期入所支援(空床)										
		〃	日中一時支援										
	松本あさひ学園	県指定管理	児童心理治療(入所)	30	23						3		
		〃	児童心理治療(通所)	5	3			3			25		28
	松本ひよこ		生活介護	21	21		18	3					
			就労継続支援B型	18	19		2	17					
			共同生活援助	23	21						2		39
			重度障害者等包括支援(再掲)	5	5								
			特定・一般・障害児相談	—	—								
	大北圏域障害者就業・生活支援センター	国委託	障害者就業・生活支援センター										
		県委託	障害者就業・生活支援センター運営										3
上伊那北部	ほっとGH伊北		共同生活援助	86	81						2		65
			特定相談										
	ほっとGH伊南		共同生活援助	47	44						2		61
			地域生活支援										
	ほっと居宅		基準該当事業										
			生活介護	15	14		8	6			2	2	30
			就労継続支援B型	20	26		2	24			3		19
	伊那ゆいま～る		特定相談										

上伊那北部	ほっとワークス・みのわ		就労継続支援B型	20	25		16	9	8		2		10
		特定相談											
	辰野町障がい者就労支援センター		就労継続支援B型	20	24		2	22	6		2	2	8
		特定相談											
辰野町地域活動支援センター	町指定管理	地域活動支援センター	20	17			2	15	4	1	2	2	6
上伊那南部	西駒郷	駒ヶ根支援事業部	県指定管理	施設入所支援	95	89			161	13	174		
			〃	短期入所支援(空床)		6							
			〃	生活介護	140	119	82	30					
			〃	自立訓練(生活訓練)	10	休止							
			〃	就労継続支援A型	20	11	1	1					
			〃	特定・一般相談									
	宮田支援事業部		県指定管理	施設入所支援	30	13							
			〃	短期入所支援(空床)		1							
			〃	生活介護	20	19	9	9					
			〃	就労継続支援B型	54	51	10	29					
			〃	就労移行支援	6	3		1					
			〃	特定・一般相談									
上伊那圏域障がい者総合支援センター		市町村委託	地域生活支援(相談)						20	2	22		
		県委託	障がい児等療育支援										
		〃	発達障がいサポートマネージャー整備										
		国委託	障害者就業・生活支援センター										
		県委託	障害者就業・生活支援センター運営										
		市町村委託	精神障がい者地域生活移行コーディネーター設置等										
			特定・一般・障害児相談										
障がい者福祉センター		県指定管理	スポーツ運動支援						22	11	33		
		〃	レクリエーション活動支援										
		〃	文化活動支援										
		〃	登録ボランティア養成										
		〃	啓発・広報・情報提供										
合 計		A: 施設入所利用者	225	193					593	25	79	17	672
		B: 日中活動利用者	534	533	148	179	206						
		C: GH利用者	227	213	0								
		総 合 計	986	939	→実人数 ※4 612								

[留意事項]

- * 1 職員数欄には、短時間労働職員も含まれる。
- * 2 職員数の「支援員」欄には、支援員のほかに「医師」「看護師」「栄養士」「相談支援専門員」「サービス管理責任者」「ヘルパー」等が含まれる。
- * 3 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」「庶務管理」「運転技師」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。
- * 4 実人数は「施設入所支援」現員 + 「共同生活援助」現員 + 日中活動支援事業所のうち「在宅等」の計

(2) 経営・組織

新ア 会議の開催

事業計画、予算、決算などの重要事項について下記会議を開催します。

- (ア) 評議員会の開催（定時評議員会 1回（6月）と臨時評議員会を3月及び必要に応じて）
- (イ) 理事会の開催（評議員会開催の約2週間前と必要に応じて）
- (ウ) 経営委員会の開催（月1回）、運営委員会（随時）
- (エ) 所長会議の開催（評議員会開催の約2週間前）
- (オ) 事業団委員会の開催（随時）

イ 事業団委員会の運営

事業団委員会は、第3次長期構想の推進役であると同時に進捗管理を行う重要な役目を担っています。

本年度は、管理部門に改正社会福祉法において義務化されました法人の社会貢献活動に対しての取り組みの充実を図るための委員会と、新たな課題への対応を行うプロジェクトを新設します。

○平成29年度事業団委員会

事業団委員会名		目的・実施事項	体制
管理部門	運 営	<ul style="list-style-type: none">・経営に関する課題や緊急性のある問題等を事務局と一体となって検討・予算措置や事業団全体で考える必要のある事案等を検討し経営委員会に提言	<p>委員長 = 事務局長 委員 5 = 各ブロック</p>
	広 報	<ul style="list-style-type: none">・「やまなみ」編集・発行等広報事業の企画、実施	<p>委員長 = 事務局 委員 5 = 各ブロック</p>
	研 修	<ul style="list-style-type: none">・「事業団研修」の検証、企画・キャリアパス制度の充実に向けての取り組み	<p>委員長 = 事務局 委員 6 = 各ブロック及び事務局</p>
	新地 域 貢 献	<ul style="list-style-type: none">・地域ニーズの調査分析・地域貢献の企画と管理	<p>委員長 = 事務局 委員 5 = 各ブロック</p>

支援部門	施設生活支援	各支援分野における課題への取り組み	委員長 = 各委員会とも事業所 委員 = 各委員会とも各ブロック	
	地域生活支援			
	日中活動 支援	就労支援部会 生活介護部会		
	相談・居宅支援			
	信州駒天駅伝実行委員会			
プロジェクト	新事務業務整備委員会	・駒天駅伝の企画と実施 ・マニュアル作成（会計処理、入札業務） ・経費削減に向けた取り組み ・ITシステムの効果的な運用 ・情報管理指針の作成	委員長 = 委員から 委員4 = 上伊那南北ブロック（3） 及び事務局 委員長 = 事務局 委員5 = 各ブロック	
	新西駒郷のあり方検討会	・県の策定した「長野県西駒郷あり方検討会」の方針に対する具体的な実施プランについての検討	委員長 = 事務局長 委員5 = 運営委員及び西駒郷所長	
	新ほっとワークス・みのわ移転検討会	・ほっとワークス・みのわ移転新築事業についての今後の実施計画の企画	委員長 = 上伊那北部ブロック長 委員4 = 上伊那ブロック	

ウ 事業団では法人の経営の合理性の向上及び各事業所の連携の充実を目指しブロック制を敷いています。各ブロックにより多少の違いはありますが、毎月代表者会議や職員研修、利用者のブロックサークル活動など、利用者への質の高いサービスの提供、職員の資質の向上や効率的な運営を目指した取り組みを行います。また、さらなるブロック運営の充実を図るために検討します。

ブロック名	事業所名	事業等
長野	水内荘、みのちグループホームセンター、歩楽里 八雲日和、小春日和、長野市地域活動支援センターこぶし	・代表者会議（毎月） ・研修、グループだより（広報）

松本	信濃学園、松本あさひ学園、松本ひよこ 新 大北圏域障害者就業・生活支援センター	・事業所連絡会議（年4回） ・研修（講演）会 ・職員交流会（年1回）
上伊那北部	ほっとグループホーム伊北、ほっとグループホーム伊南、 ほっと居宅、伊那ゆいま～る、ほっとワークス・みのわ、 辰野町障がい者就労支援センター、辰野町地域活動支援センター	・代表者会議（年4回） ・研修会
上伊那南部	西駒郷、上伊那圏域障がい者総合支援センター	・連絡調整、研修会
障がい者福祉センター	障がい者福祉センター及び4地区のサテライト	・チーフ会議（月1回及び随時）

（3）事業の適正化

新ア 各事業所の主な取り組み

（ア）本部事務局

- ・法人制度の改革により法人経営の合法性や合理性が強く求められることとなり監査体制を強化します。本年度から会計監査人を配置し会計業務の監査を行います。また、内部監査室を設置（2人配置）し、事業運営の全般に渡り指導・助言を受けます。
- ・新規採用職員の予定数の確保のできない状況の中で、その対策として本年度から高校生も採用対象とします。また、前年度から試行している年2回の採用試験の実施を本年度も継続します。

（イ）信濃学園

新・18歳を超えた利用者(4人)の児童施設での利用可能期間は、平成32年度末まで延期されましたが、移行先の確保が急務なこととして積極的に取り組みます。

そのため、水内荘及び西駒郷を含めた定期的な会議を開催し移行の実現を図ります。

（ウ）松本あさひ学園

- ・児童福祉法の改正により、本年度から「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」と名称が変更となります。
- ・年度当初から1年間の予定で「児童相談所心理職員」との交換研修を実施します。なお、交換研修の実施期間は5年間とし各年度1人が研修対象者となる予

定です。

(工) 松本ひよこ

・就労移行支援事業は、利用者が見込めないため、前年度末をもって廃止しました。

(オ) 大北圏域障害者就業・生活支援センター

・大北圏域（大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村）で行われている国の事業である「障害者就業・生活支援センター事業」を受託し、本年度から職員 3 人を配置して事業を開始します。

(カ) ほっとグループホーム伊北・伊南

・利用者の高齢化に対応するサービス（介護保険サービス等）を平成 31 年度に実施できるよう検討を開始します。

・ほっとグループホーム伊北及び伊南の事業所の統合を平成 30 年度に実施できるよう検討します。

(キ) 伊那ゆいま～る

・約 10 年先を予定とされる道路の延長計画があり、移転が必要となるため移転計画について検討を開始します。

(ク) 西駒郷

・地域生活移行予定者の減少に伴い、自活訓練アカシアホームは前年度末で閉鎖しました。本年度からは、すみれホームのみで自活訓練を行います。

・強度発達障がい者支援の充実を図るために本年度から外部講師による支援計画、方法等のアドバイスを受けます。

④・上伊那圏域地域自立支援協議会で検討しています「地域生活支援拠点事業」への協力を検討します。

(ケ) 上伊那圏域障がい者総合支援センター

・圏域の基幹相談支援センターとしての機能強化を図るとともに、国の「地域生活支援拠点の整備事業」の実現を目指してコーディネーター 1 人を配置します。

(コ) 障がい者福祉センター

・センター本体に本年度から、健康的な身体づくりを目指すための通年教室「すぐだせダイエット部」を開催します。

新イ 各事業所の主な施設整備

(ア) 信濃学園

・ボイラー改修工事とエアコンの改修工事の設計を実施します。（指定修繕）

(イ) 松本ひよこ

・グループホーム「島内ホーム」、「第 1 三郷ホーム」、「波田しなのハイツ」へのスプリンクラーの設置工事を実施します。

(ウ) ほっとグループホーム伊北

- ・グループホーム「おおがやホーム」の浴室の改修工事を実施します。

(エ) ほっとグループホーム伊南

- ・グループホーム「みやのまえ」にスプリンクラーの設置工事を実施します。

(オ) ほっとワークス・みのわ

- ・平成30年度に南箕輪村への移転開設予定の新規事業所「ほっとワークス・みのわ2（仮称）」の建設工事を本年度に実施します。

(カ) 西駒郷

- ・まつば支援課の防犯対策の充実を図るためにサッシの全面回収工事を実施します。（指定修繕）

- ・さくら支援課エアコン設置工事の設計を実施します。（指定修繕）

(キ) 障がい者福祉センター

- ・自動火災報知・防排煙盤報知設備修繕及び照明制御設備修繕工事を実施します。（指定修繕）

(4) 公益事業

公益を目的とする主な事業は次のとおりです。

ア 貸付等の事業（本部事務局）

- ①長野県介護福祉士修学資金等貸付事業
- ②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- ③ひとり親家庭高等職業訓練促進事業
- ④保育士修学資金貸付等事業

イ その他の福祉等に関する主たる事業

- ①障がい児等療育支援事業（上伊那圏域障がい者総合支援センター）
- ②自立サポート支援事業（歩楽里）
- ③障害者就業・生活支援センター事業（大北圏域障害者就業・生活支援センター、上伊那圏域障がい者総合支援センター）

(5) 人事管理

ア 人事制度の定着化

④ (ア) 目標管理制度

平成23年度から評価結果を勤務評価制度の評価結果に合算して、人事、昇給、給与（勤勉手当）等へ反映させ、職員の業務へのモチベーションアップを図っていますが、目標設定時の難易度等に公平性の観点から課題があるため、改善に向けての検討を行います。

④ (イ) 勤務評価制度

幹部職員を対象に評価者研修を継続し本制度の円滑な実施を図るとともに評価方法等について改善の必要があるため検討を行います。

④イ 職員の採用

近年の新規職員募集に対する応募者数の減少に対応するため、一般企業に準じ募集及び採用時期を早めるとともに採用条件についても緩和し高校生採用についても本年度から試行します。また、前年度から2回の職員募集や選考試験の早期化を図るなどの対策をとっていますが、さらなる対策を講じます。

新卒者の確保を促進するため前年度に決定しました新卒者の初任給のアップを本年度から実施します。

ウ 有期労働者への対応

労働契約法及び事業団非正規職員就業規則の改正により、有期労働者の無期雇用契約への転換が可能となりました。事業団においては、次年度から対象者との協議が開始されるため本年度から各事業所において準備を開始します。

エ 人材育成

福祉サービスは、「人を相手とし、人が行う専門的な対人サービス」であることから、職員の質を高めることの重要性が非常に高い職種と言えます。そのために、効果的な人材育成に努めます。

④ (ア) 人材育成システム

これまでの、事業団の人材育成の目的や方法等が不透明な部分があり効果的な人材育成という点では課題がありましたので前年度に新たなキャリアパス制度を作成しました。本年度から新キャリアパス制度を基本として人材育成を図ります。

(イ) 事業団研修の開催

「研修要綱」に基づき、下記のとおり事務局主催の「事業団研修」を実施します。本年度の事業団研修においてねらいとする重点的項目は次のとおりです。

- ①幹部職員の経営意識の向上 ②虐待防止意識の向上と環境整備 ③発達障害者児者支援及び相談技術の実践的な研修場面の設定

○平成29年度「事業団研修」実施計画

区分		主催	内 容	区分	主催	内 容	
階層別研修	全職員	事業団	・レベルアップ研修（松本、上伊那各1回）	専門研修	事業団	業務別	・経理事務研修（2回） ・看護師研修（2回） ・栄養士研修（2回）
	初任者 (新任職員)	事業団	・新規採用職員研修（事前・修了）（2回）				
		他団体	・公社公団新規採用職員研修				
	中堅職員 (一般職員)	事業団	・5年目職員研修（1回）		事業団	支援内容別	・発達障がい児者支援研修（3回） ・心理・支援員研修（2回） ・ 新 世話人研修（1回）
		事業団	・OJTリーダー研修 (各ブロック単位3回)				
	リーダー職員 (主任・係長)	事業団	・リーダー研修（2回）		他団体		・全事協社会福祉法人会計に関する研修 ・全事協専門性を向上させる研修 ・全事協関プロ研修 ・県社協苦情対応システム研修（第三者委員の研修） ・ 新 介護保険制度研修
		他団体	・公社公団係長研修 ・全事協「指導者育成研修」				
	幹部職員 (課長以上)	事業団	・評価者研修（1回） ・管理者研修（2回）		事業団		・ 新 心理職員の児童相談所職員との交換研修
		他団体	・中央福祉学院 平成29年度福祉施設長専門講座 ・経営協「経営管理講座」				・事業所間交流研修 ・先進地派遣研修（国内・国外）

2 管理業務の充実

(1) 健康管理

職員の心身の健康管理を図るため、前年度から実施している「メンタルヘルス規程」に基づくストレスチェックを全事業所を対象に実施します。

④ (2) リスクマネジメントの強化

平成22年度作成・発行した「事業団リスクマネジメントに関する指針」を遵守し、「利用者が安全で安心して生活できる環境」の整備に努めるとともに、その実施結果を評価して次年度の取り組みに反映させます。また、防犯対策について各事業所において充実を図ります。

④ (3) 個人情報保護

「個人情報保護規則」及び「特定個人情報等取扱要綱」に基づき個人情報を適正に取り扱います。また、前年度にITシステムのネットワーク化を図りましたが、当該システムに対応した情報管理のルールが必要なことから「情報管理指針」を作成します。

(4) 権利擁護の充実

次のとおり利用者の権利擁護の充実を図ります。

ア 事業団としては、近年発生させてしまった利用者への権利侵害を反省しつつ、今後、障がい者への虐待の根絶を目指して、職員に対し「倫理綱領」及び「職員行動規範」の周知の徹底を図るとともに、「利用者虐待の防止と対応マニュアル」を活用した研修の実施を促進します。

また、各事業所単位又はブロック単位に設置した虐待防止委員会の活動の活性化を図るため、経営委員会等で活動状況の報告を定期的に実施します。

イ 各事業所の苦情解決委員会第三者委員の活用の促進を図るために第三者委員自身の役割を明確にします。そのため本年度から第三者委員に対する研修の充実を図ります。

(5) 苦情解決の適正運営

「社会福祉法人長野県社会福祉事業団における福祉サービスに関する苦情解決要綱」に基づき、福祉サービスに対する苦情への適切な対応を行い、利用者が満足のいく福祉サービスを提供できるよう支援します。事業所にあっては、「苦情が言える環境づくり」にも配慮します。

(6) 顧問弁護士の配置

事業の拡大により、利用者、職員とも増加する中で、「利用者が安心・安全な環境」「職員が安全に働く環境」を確保するとともに、トラブルの未然防止や起きてしまったトラブルに迅速に対応するため、顧問弁護士に相談し円滑な組織運営に努めます。

(新) (7) 監査体制の充実

事業団が合法的で安定な経営ができる県民から信頼を得る法人として維持できるよう監査体制の充実を図ります。そのために、本年度から「内部管理体制の基本方針」に基づき内部監査室を設置し、日常業務や会計の監査を実施するとともに法人や事業所の経営に多面的に助言・指導を受けます。また、監事の監査を継続して行うとともに、会計監査人による経理業務の監査を導入します。

(8) 給与規則の見直し

現行の給与規則が時勢と合わなくなってきたなどの課題が多いため給与規則を見直します。

3 情報提供

今まで以上に社会福祉法人の経営の透明性が求められる時代となり、情報発信の機能が充実していることは大変重要です。そのために、本年度においては主に次の事業に取り組みます。

(1) 情報公開

社会福祉法の改正に伴い経営の透明性を確保するために財務諸表や活動状況、事業計画、役員報酬等の公表をします。

(2) 事業団広報紙「やまなみ」の発行

発行回数 年2回 発行部数 3,500部

(3) ホームページの充実

法人のホームページの充実を図り事業運営の透明性を図るとともに、福祉サービスのニーズがある方へ効果的な情報発信ができるように努めます。

④ (4) 各事業所の広報誌等発行計画

各事業所において、発行している広報誌は次の表のとおりです。各事業所の事業内容の周知及び理解を図るために、広報誌の発行は効果的な手段です。については、事業所の広報誌を各事業所のホームページにアップし広範囲の方々が閲覧できるようにします。

事業所名	回数／年	広報紙名等
水内荘	2	「水内荘グループだより」(ブロック内各事業所併用)
みのちグループホームセンター	2	「みのちグループホームセンター通信」
	6	利用者向け情報誌「ふらっと」
歩楽里	12	「ふらりだより」
八雲日和	12	「せいいかつかいごだより」
小春日和	2	「水内荘グループだより」(ブロック内各事業所併用)
長野市地域活動支援センターこぶし	3	「こぶしだより」
信濃学園	3	「信濃学園通信」
松本あさひ学園	3	「ふれあい」
松本ひよこ	2	「ひよこ通信」
ほっとグループホーム伊北	3	「ありがとう」
ほっとグループホーム伊南・居宅	3	「ほとひといき」
伊那ゆいま～る	2	「ゆいま～る」
ほっとワークス・みのわ	2	「ほとワークスだより」
辰野町障がい者就労支援センター	2	「ぬくもりだより」
辰野町地域活動支援センター		
西駒郷	3	「西駒郷だより」
上伊那圏域障がい者総合支援センター	2	「はあとぴあ」
障がい者福祉センター	4	「まるかじりサンアップル」

4 提供するサービスの質の向上

(1) 利用者本位のサービス提供

ア 日中活動支援体制

(ア) 生活介護等支援

事業所名	体制・支援内容等	
水内荘（生活介護）	2班	ものづくり班（農作業、受託作業、運動プログラム、レクリエーション活動、機能訓練、創作活動、調理実習） うるおい班（運動プログラム、レクリエーション活動、音楽療法、創作活動、個別活動、レク活動等）
八雲日和（生活介護）	2班	八雲日和（生産・創作・健康増進・クリスマス会等レクリエーション活動）、ほのぼのハウス高齢者対応
長野市地域活動支援センターこぶし	1班	自主作業（花の栽培）、受託作業（靴下作業、うどん・おやき・焼き菓子販売、牛乳パック回収） 創作レクリエーション活動（郷土食づくり、花見・バスハイク等外出行事、スポーツ・レクリエーション活動、墨遊び（自由習字）等）
松本ひよこ（生活介護）	1班	生産活動（資源回収、軽作業等）、療育的活動、創作活動（陶芸、絵画、園芸、音楽）、ふれあいタイム（波田しなのハイツ）、調理実習、入浴サービス
伊那ゆいま～る（生活介護）	1班	療育等活動（音楽・運動・機能訓練、マカトン法によるコミュニケーションの支援）、生産活動（チラシ・牛乳パック回収）、創作活動（共同作品、植物や食物観察から作品の創造等）、入浴サービス
辰野町地域活動支援センター	1班	受託作業、ぼかし作り、ウエス作り、畳作業、創作活動（陶芸・絵画等）、遠足、軽スポーツ、調理実習
西駒郷駒ヶ根支援事業部 (生活介護)	9班	・なごみ「和」、ぱれっと「彩」、くらふと「造」、はあと「心」1・2、すまいる「笑」1・2・3、すてつぽ ・リラクゼーション的活動（音楽、美術、軽運動）、社会体験活動（外出、スポーツ大会等への参加）、生産活動（きのこキヤップ洗浄、自動車部品分別作業等）

西駒郷宮田支援事業部（生活介護）	1班	生きがいを実感できる活動（創作、軽スポーツ、カラオケ、入浴等）、社会体験活動（バスハイク、温泉外出、公共施設の清掃活動、ボランティア活動）、自主作業（畑作業）、受託作業（ビスケットのシール貼り等）
------------------	----	--

(イ) 就労支援

事業所名	体制	作業種等	
		自主生産作業	受託作業等
八雲日和（就労B型）	2班	うどん・おやき製造販売、農作業、ドライフルーツ製造販売	空き缶分別作業、清掃作業、靴下加工・合同農作業、援農（農家お助け隊）
小春日和（就労移行・就労B型）	一	弁当・ランチ製造販売、カフェの営業	施設外就労・軽作業（資材梱包・箱折等）・清掃作業
ほっとワークス・みのわ（就労B型）	3班	パンづくり班、室内作業班、農園芸班	パン作り班（クラッカー・菓子の製造） 室内作業班（味噌ラベル貼り、部品組付け、箸袋入れ）
松本ひよこ（就労B型）	1班	パン製造販売、喫茶営業等	ウエス加工作業、清掃（合庁・施設）、クリーニング作業
伊那ゆいま～る（就労B型）	1班	縫製品製作・販売、木工製品作り	塗装部品、ポステイング、いちご農家（施設外就労）
辰野町障がい者就労支援C（就労B型）	3班	うどん・ラーメン製造販売、移動販売車	塗装部品・ダンボールの組立て、町及び社協の清掃
西駒郷「わーく西駒」（就労A型）	1班	豆腐・どら焼き・焼き菓子の製造販売、会館の宿泊、食事提供及び食品等販売	ごまの瓶詰め作業
西駒郷「わーく宮田」（就労移行・就労B型）	4班	林産（薪作業）、紬縫製	クリーニング、林産、軽作業（緩衝材等）、紬縫製

○就労支援事業所の生産・工賃計画

事業所名	定員	現員	主作業種	工賃	
				月平均工賃	前年比
八雲日和	25	20	自主（うどん・おやき製造販売）、受託	29,500	+300
小春日和	14	14	自主（弁当製造販売）、受託（軽作業・清掃作業等）	14,300	+1,800

松本ひよこ	18	19	パン製造販売、ウエス作業、受託	17,000	±0
伊那ゆいま～る	20	26	自主（縫製、木工等）受託（部品検査等）	10,500	+500
ほっとワークス・みのわ	20	25	パン製造・販売、受託作業、自主（手工芸品・農園芸）	24,500	+500
辰野町障がい者就労支援センター	20	24	自主（うどん製造、移動販売）、受託（塗装部品等）	27,000	+1,000
西駒郷 わーく西駒	20	11	豆腐・どら焼き・焼き菓子の製造販売等	70,800	+2,000
西駒郷 わーく宮田	60	54	縫製作業、軽作業、クリーニング、薪づくり等	10,350	+310

イ 障がい者福祉センター事業

(ア) 主な文化事業計画

区分	長野県障がい者文化芸術祭	障がい者の芸術作品展	文化講演会	アートフェスティバル2017
回数	1回	3回	1回	1回
区分	芸術作品の展示会	文化教室	活動支援検討会議	ボランティア養成・研修
回数	12回程度	5教室30回程度	2地域×3回程度	2回

(イ) 主なスポーツ事業計画

区分	大会等	定期教室	通年教室 半期教室	出張スポーツ 教室	自由参加運動 プログラム	レク大会	研修会
サンアップル	4大会	11教室	6教室	－	4種目	2大会	2回
サンスポーツながの	－	2	－	随時	－	－	－
サンスポーツ駒ヶ根	2	6	1	随時	6	2	1
サンスポーツまつもと	2	9	－	随時	5	2	2
サンスポーツ佐久	2	5	－	随時	2	1	1
計	10	33	7	－	17	7	6

(2) 利用者本位のサービスの提供と社会的評価の促進

事業所では、次のとおり利用者の基本的人権や主体性を大切にしたサービス提供に努めます。

ア 各事業所では、利用者、家族等を対象に「顧客満足度調査」を年1回実施します。

イ 利用者がサービスを選択する際の目安や事業所の内容を把握することが可能となるよう「福祉サービス第三者評価」を受審し、その結果をホームページで公表します。

なお、本年度は3事業所（水内荘、みのちG Hセンター、伊那ゆいま～る）が受審します。信濃学園では、県による「指定管理者制度導入施設における第三者評価」を受審します。

ウ 各事業所は苦情対応や虐待防止の視点等から第三者委員の活用を積極的に行い日頃のサービス内容の点検を行うことを推進します。

(3) ケアマネジメント機能の強化

利用者ニーズに的確に応えるサービス提供を実践するために、「サービス等利用計画」や「個別支援計画」の作成の充実を図るとともにP D C Aサイクルを活用したサービス提供を徹底します。

④ (4) 「本人部会」充実への協力

事業団関係のグループホーム利用者を中心とした長野ブロックの「やぐも会」、上伊那北部・南部ブロックの「ともだちの会」についてブロック単位で各事業所が連携して、活動の充実に協力します。なお、松本ブロックは前年度に引き続きの本人部会の立ち上げについて検討します。

⑤ (5) 実践論文集の発行

隔年ごとに募集する実践論文を本年度は募集します。また、優秀論文は、次年度のレベルアップ研修時に表彰するとともに関係団体の主催する論文募集への応募を推奨します。なお、平成24年から平成28年度までに応募された実践論文をまとめ「実践論文集」を刊行します。

(6) 家族との連携

保護者会活動への協力、家族への情報提供や利用者と家族の交流機会の確保等により、家族との連携を強化します。

(7) 地域・ボランティアとの連携

ア 事業所の機能や設備の開放及び交流会の開催、地域行事への参加等により、地域及びボランティアとの連携を強化し、開かれた施設を目指します。

○各事業所地域交流事業実施計画

事業所名	イベント名	実施時期	事業所名	イベント名	実施時期
水内荘	「泉水祭」	7月	松本ひよこ	「ひよこ祭」	6月
八雲日和	「八雲祭り」	9月	ほっとワークス・みのわ	「感謝祭」	9月
信濃学園	「のびろ祭」	10月	西駒郷	「にしこま祭」	10月
松本あさひ学園	「ほほえみ祭」	10月	障がい者福祉センター	「納涼祭」	7月

イ 事業所では、ボランティアや実習生を積極的に受け入れるための体制を整備します。

ウ イベント事業の多い障がい者福祉センターでは、サンアップルをはじめ、サテライトにおいても計画的に登録ボランティア養成講座を開催し、質の向上とボランティア拡大に努めます。

5 入所施設利用者の地域生活移行の推進

入所施設利用者の地域生活移行は、障がいの重い方でも希望される方に対しては、家族の意思を尊重したうえで積極的に行っていきます。

6 地域福祉サービス体制の充実

社会福祉法人の役割が問われる時代に入り、社会福祉法人が地域の課題に対しても解決に向けて協力することが求められています。また、国はこれまでの縦割りのサービス体制を改めようと、「我が事、丸ごと」というキヤッチフレーズのもとに包括的な体制により地域の課題を解決しようとしています。こうした動向に事業団としても応えることに努めます。

④ (1) セーフティーネット機能強化

サービスを必要とする方が必要な時に利用できるよう入所支援事業及び短期入所事業の充実を図るとともに、再び地域での生活に戻れるよう、ケアマネジメントの充実を図り、効果的な支援に努めます。

⑤ (2) 各種関係機関及び団体との連携

県、市町村及び関係団体等と連携して地域福祉の充実を図ります。特に、各事業所においては、地域自立支援協議会との連携を図り、さらには国の「地域生活支援拠点等の整備事業」への協力について前向きに検討し、地域の障がい者が抱える課題の解決を積極的に図っていきます。

また、入所事業所やグループホームで課題となっている高齢化対策については、高齢者サービス実施の法人と協同し、解決を図っていきます。なお、前年度から実施しました障がい者スポーツの振興策を検討するために長野県障がい者スポーツ協会への職員派遣は本年度も継続します。

(3) 居宅介護サービスの充実

居宅介護サービスは、障がい者の地域生活を支えるためになくてはならないサービスとして充実が求められています。事業団では、現在2ヶ所（歩楽里、ほっと居宅）がサービス事業所として運営していますが、松本ひよこへの導入を前年度に引き続き検討します。

(4) 相談支援事業の充実

障がい者の自立した生活を実現するために必要なサービスを組み立てる仕組みとして相談支援事業があります。については、サービス等利用計画を立案する相談支援専門員の質の向上に努めます。また、障害福祉サービス提供事業所において相談支援事業を併せて実施している事業所は効率的な事業運営に努めます。

(5) 余暇(スポーツ(運動)・文化)活動支援体制の整備

グループホーム利用者等の余暇活動を支援するため、クラブ活動や障がい者福祉センター等の利用を促進します。また、地域での生活情報や仲間の暮らしなど身近な情報を各グループホーム事業所毎に情報紙として発行します。なお、前年度受託しました県事業の「ザワメキアート展」は「障がい者の芸術作品展」に名称を変えて障がい者福祉センター事業として継続し、障がい者等の文化芸術活動のさらなる振興を目指します。

(6) 地域貢献活動

地域貢献活動は、社会福祉法の改正により社会福祉法人の責務として義務付けがなされました。そのため、事業団は、ボランティアや実習希望者をより積極的に受け入れていくほか、地域の一員としての自覚を持ち地域づくりに積極的に関わります。については、地域貢献活動事業を確実に推進できるように、前年度プロジェクトとして発足した地域貢献活動委員会を本年度から継続性のある管理委員会として位置付けます。

○各事業所の地域貢献活動計画

事業所名	主な活動内容 等
水内荘	・施設整備の開放
みのちグループホームセンター	・地域生活者のホーム利用の受け入れ
歩楽里	・施設整備の開放
八雲日和	・援農 ・地域の雪かき
小春日和	・地域の独居老人宅の安否確認
長野市地域活動支援センターこぶし	・地域イベントへの協力
信濃学園	・在宅の障がい児及びその家族を対象とする療育方法を学ぶ場の設置
松本あさひ学園	・地域イベントへの協力 ・地域の子育てを支援するための学習会の開催
松本ひよこ	・施設整備の開放
ほっとグループホーム伊北	・地域生活者のホーム利用の受け入れ
ほっとグループホーム伊南	・地域生活者のホーム利用の受け入れ
伊那ゆいま～る	・公共のごみ置き場の定期的な清掃活動
辰野町障がい者就労支援センター	・中山間地の住民へのラーメン販売
辰野町地域活動支援センター	・地域住民との交流イベントの実施
西駒郷	・駒ヶ根市「地域見守りネットワーク協力事業所」への登録
障がい者福祉センター	・地域スポーツ支援リーダーの養成と派遣

(7) 信州駒天駅伝大会

本年度、第7回目となる「信州駒天駅伝大会」は西駒郷を会場に実施します。「駒ヶ根高原ふくしぜミナー」については、当初の予定の5回は実施することができましたが、県全域を巻き込むセミナーということにはならなかったことに加えて別組織による県全域を取り込んだ同様のセミナー「地域で暮らそうフォーラム」があり、今後事業団が単独で開催していくもこれ以上の充実は期待できないことから当該のフォーラムに利用者参加型のスタイルで参入することとします。